

II 申告書の作成例等

1 「確定申告書等作成コーナー」を利用した申告書の作成

「**確定申告書等作成コーナー**」へアクセス！
贈与により取得した財産などを入力！
税額が自動計算され申告書作成に便利！

～「**確定申告書等作成コーナー**」を利用した申告書の作成手順～

I 生年月日や贈与により取得した財産などを入力します（17ページ参照）。

II e-Taxでデータ送信又は印刷して税務署に**郵送等**で提出します。

○ 具体的な操作方法等は、次のとおりです。

国税庁ホームページ

※この画面は平成29年10月現在のものです。



国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」をクリックします。



「**申告書・決算書・収支内訳書等 作成開始**」ボタンをクリックします。

e-Tax・書面提出の選択やパソコン等の環境確認などの画面に順次進みますので、画面の案内に従って入力し、**作成する申告書等の選択**画面へ進みます。

※ お使いのパソコン等の環境により、「確定申告書等作成コーナー」をご利用になれない場合があります。

入力例等

「**確定申告書等作成コーナー**」の「**入力例等**」では、この冊子の以下の事例について「**確定申告書等作成コーナー**」で申告書を作成する場合の具体的な入力例を掲載しています。

- 【事例1・2】 → 「一般の贈与の場合（暦年課税）編」（26・28ページ）
- 【事例3】 → 「配偶者控除の特例の適用を受ける場合編」（30ページ）
- 【事例4】 → 「相続時精算課税の適用を受ける場合編」（32ページ）
- 【事例5・6】 → 「住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合編」（36・38ページ）

ご利用になれない方

相続時精算課税を選択し、特定贈与者が5名以上いる場合や住宅取得等資金の非課税の適用を受ける財産の贈与者が3名以上いる場合などは、「**確定申告書等作成コーナー**」をご利用になれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」の「**ご利用になれない方**」でご確認ください。

16ページへ

【入力例】確定申告書等作成コーナーを利用して申告書（暦年課税）を作成する場合

私（28歳）は、父から平成29年10月23日に現金500万円の贈与を受けました。「特例税率」（2ページ参照）を適用した暦年課税の申告書を、「**確定申告書等作成コーナー**」を利用して作成します（「特例税率」は、生年月日及び贈与者の続柄を入力すると自動で選択されます。）。

※ 「確定申告書等作成コーナー」へのアクセス方法については、15ページを参照してください。

はじめに

① 平成29年分の申告書等の作成 画面で、贈与税を選択します。

平成29年分の申告書等の作成

所得税の確定申告書作成コーナー
■ 所得税の確定申告書を作成します
(医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など)。
事業所得や不動産所得がある方は、事前に青色申告決算書・収支内訳書を作成してください。

所得税 コーナー

青色申告決算書・収支内訳書作成コーナー
■ 事業所得や不動産所得がある方が、青色申告決算書や収支内訳書を作成します。

青色申告決算書
収支内訳書 コーナー

消費税の確定申告書作成コーナー
■ 個人の事業者の方が、消費税の確定申告書を作成します。

消費税 コーナー

贈与税の申告書作成コーナー
■ 財産の贈与を受けた方が、贈与税の申告書を作成します。

贈与税 コーナー

この事例では、贈与税の申告書を作成しますので、**贈与税 コーナー** をクリックしてください。

② 贈与税の申告書の作成を開始する前に 画面で、利用する作成コーナーの種類を選択します。

贈与税の申告書作成開始
(贈与税の申告書作成コーナーへ)

土地等の評価明細書作成開始
(土地等の評価明細書作成コーナーへ)

この事例では、現金の贈与について贈与税の申告書を作成しますので、**贈与税の申告書作成開始 (贈与税の申告書作成コーナーへ)** をクリックしてください。

土地（地目が宅地）の贈与を受けた方で、路線価方式により評価を行うなど、一定の場合に該当する方は、「**土地等の評価明細書作成コーナー**」を利用して財産の評価を行うことができます。

③ 作成開始 画面で、住宅取得等資金の非課税の適用の有無を選択します。

住宅取得等資金の非課税の適用を受けない方はこちら

贈与税申告書作成開始
(非課税の適用を受けない場合)

住宅取得等資金の非課税の適用を受けない平成29年分の贈与税申告書の入力を始めます。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける方はこちら

住宅取得等資金の非課税の適用

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける平成29年分の贈与税申告書の入力を始めます。

この事例では、住宅取得等資金の非課税の適用を受けませんので、**贈与税申告書作成開始 (非課税の適用を受けない場合)** をクリックしてください。

住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合には、他に住宅取得等資金の非課税の適用を受けない財産がある場合であっても **住宅取得等資金の非課税の適用** をクリックします。

I 生年月日や贈与により取得した財産などを入力します。

① 提出方法の選択等画面で、生年月日等を入力し、**入力終了(次へ) >** をクリックします。

提出方法の選択等

提出方法の選択

作成する申告書等の提出方法を選択してください。
【必須】

e-Taxにより税務署に提出する。
 印刷して税務署に提出する。

生年月日

あなた(財産を取得した方)の生年月日を入力してください。
入力した生年月日は、申告書等への表示や特例の適用要件の判定に使用します。

生年月日
[選択] 年 月 日

< 戻る 入力内容をクリア **入力終了(次へ) >**

作成する申告書等の提出方法を選択してください。

申告される方(財産を取得した方)の生年月日を入力してください。
入力した生年月日により、平成29年1月1日において20歳以上か判定します。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

② 取得財産の入力画面で、課税方式などを選択します。

取得財産の入力

下のボタンの中から該当するものをクリックして、画面の案内に従って、入力を開始してください(入力が終了した項目については入力結果表がそれぞれ表示されます。)

該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。

取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。

当画面の入力例

一般の贈与(基礎控除額 110万円)

一般の贈与(暦年課税)の財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)

配偶者控除の特例(暦年課税)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円)

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 相続時精算課税の特別控除額は、控除を受ける金額など一定の事項を記載した贈与税の申告書を申告書の提出期間内に提出した場合に限り控除することができます。
なお、贈与税の申告書を申告書の提出期間の経過後に提出される方はこちら

差引控除額のみを入力される方はこちら

< 戻る(生年月日等の入力へ) 入力データの一時保存(作成を中断する場合) **入力終了(次へ) >**

この事例では、暦年課税により申告しますので、**一般の贈与(基礎控除額 110万円)** をクリックしてください。

贈与税の配偶者控除の特例(63ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、**配偶者控除の適用を受ける財産(配偶者控除額 最高2,000万円)** をクリックします。

相続時精算課税(4ページ参照)の適用を受ける財産を入力する場合には、**相続時精算課税の適用を受ける財産(特別控除額 最高2,500万円)** をクリックします。

③ 一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力)画面で、贈与者の氏名や住所などを入力し、**入力終了(次へ) >** をクリックします。

e-Tax

一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力)

入力が終了したら「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。

贈与者(財産をあげた方)について入力してください。

(1) 贈与者の氏名 フリガナ
【必須】

(2) 贈与者の氏名 漢字
【必須】

(3) 贈与者の続柄
【必須】

(4) 贈与者の生年月日
【必須】

(5) 贈与者の住所

※ 義子縁組により血の途中で贈与者の直系尊属となった方の入力方法については、こちらをご参照ください。

【各全角11文字以内】
セイ: 日クセイ
メイ: 日クロク
【各全角10文字以内】
姓: 日横
名: 日部
【その他は全角3文字以内】
日
※ 贈与者の続柄が配偶者の父母などの場合は、その他を選択してください。
昭和 日 年 日 月 日
【全角の文字以内】

< 戻る 入力内容をクリア **入力終了(次へ) >**

贈与者(財産をあげた方)の氏名(フリガナ・漢字)、続柄、生年月日及び住所を入力(選択)してください。
選択した続柄により、贈与者(財産をあげた方)が申告される方(財産を取得した方)の直系尊属か判定します。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

④ 一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力) 画面で、贈与により取得した財産の種類や金額などを入力し、**入力終了(次へ) >** をクリックします。

一般の贈与がある方の入力(取得財産の入力) 当画面の入力例

次の項目について贈与を受けた財産について1件ごとに入力し、入力終了したら「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。
入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

(1/15件目を入力中)

1 財産を取得した日、種類等を入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日

(2) 贈与を受けた財産の種類 **①** 種類

(3) 贈与を受けた財産の細目 **②** 細目

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄、名称等 **③** 利用区分/銘柄・名称等

(5) 財産の所在地

2 不動産、株式等の贈与を受けた場合は次の項目を入力してください。

計算ボタンをクリックすると、③の【財産の価額】に反映されます。

財産の数量(㎡、株数等)
※ あらかじめ数量と持分割合を入力して計算することもできます。

持分割合
※ 持分割合を入力して計算します。○はい ◎いいえ

財産の単価(路線価方式の土地の1㎡当たり、株式の1株当たり)
円

固定資産税評価額
円
※ 固定資産税評価額等として評価する土地(借家方式)及び家屋の増築の場合のみ入力してください。
※ あらかじめ評価額と持分割合を入力して計算することもできます。

持分割合
※ 持分割合を入力して計算します。○はい ◎いいえ

固定資産税評価額に掛ける倍率
倍
※ 固定資産税評価額等として評価する土地(借家方式)及び家屋の増築の場合のみ入力してください。

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

財産の価額
円

※ 贈与者の情報を変更せず、財産を追加する場合は、「財産の追加」ボタンをクリックしてください。

贈与を受けた日を入力してください。

贈与を受けた財産の①種類、②細目、③利用区分又は銘柄・名称等を選択してください。
この事例では、贈与を受けた財産は現金ですので、①種類、②細目については「現金、預貯金等」を選択し、③利用区分又は銘柄・名称等については「現金」を選択します。

贈与を受けた財産の所在地を入力してください。
なお、財産の所在地が国外である場合には、チェックボックスをチェックします。

贈与を受けた財産が不動産、株式等である場合には、数量や単価などを入力し、**計算** をクリックすることにより、「財産の価額」欄に計算結果を表示させることができます。

贈与を受けた財産の価額を入力してください。

同じ贈与者から他にも財産の贈与を受けている場合には、**財産の追加** をクリックし、同様の操作により贈与を受けた財産の入力を行ってください。

入力が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

⑤ 取得財産の入力(一般の贈与) 画面で、入力内容を確認します。

取得財産の入力(一般の贈与) 当画面の入力例

贈与者名:

入力内容を確認してください。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与と財産の入力結果表

取得した財産の明細 種類 細目	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
現金、預貯金等 現金、預貯金等 現金	平成29年 10月 23日 5,000,000円	<input type="button" value="修正"/>	<input type="button" value="削除"/>

③及び④の画面で入力した内容が表示されますので、確認してください。
なお、**修正** 又は **削除** をクリックすることにより、入力内容の修正や削除ができます。

同じ贈与者から他の財産の贈与を受けている場合は、**一般の贈与(暦年課税)の財産を追加する** をクリックすることにより、④の画面が表示されますので、同様の操作により入力を行ってください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ) >** をクリックしてください。

6 取得財産の入力 画面で、入力漏れがないか確認します。

取得財産の入力 当画面の入力例

入力内容を確認してください。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力終了時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

一般の贈与の入力結果表

No	贈与者	財産区分	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	国税 一郎	特例贈与財産	平成29年10月23日	現金、預貯金等	5,000,000円	修正	削除
2							
3							

贈与者を追加する

他の贈与者から贈与を受けた財産で、暦年課税の適用を受けるものがある場合には、**贈与者を追加する** をクリックすることにより、**③**及び**④**の画面が表示されますので、同様の操作により入力を行ってください。

確認が終わったら、**入力終了(次へ)>** をクリックしてください。

7 贈与税額計算結果表示 画面で、贈与税額の計算結果を確認します。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。

種類 / 細目 / 利用区分・控除等	取得した財産の明細	財産を取得した年月日	財産の価額
i 特例贈与財産分	現金、預貯金等 / 現金、預貯金等 / 現金	平成29年10月23日	5,000,000円
	特例贈与財産の価額の合計額	(1)	5,000,000円
ii 一般贈与財産分	一般贈与財産の価額の合計額	(2)	円
	配偶者控除額	(3)	円
	暦年課税分の課税価格の合計額	(4)	5,000,000円
	基礎控除額	(5)	1,100,000円
	(5)の控除後の課税価格	(6)	3,900,000円
	(6)に対する税額	(7)	485,000円
	外国税額の控除額	(8)	円
	医療法人持分税額控除額	(9)	円
	差引税額	(10)	485,000円
	相対精算課税分	相対精算課税分の課税価格の合計額	(11)
相対精算課税分の差引税額の合計額	(12)	円	
iii 農地等の納税者	課税価格の合計額	(13)	5,000,000円
	差引税額の合計額	(14)	485,000円
	農地等納税者税額	(15)	円
	株式等納税者税額	(16)	円
	医療法人持分納税者税額	(17)	円
	申告期限までに納付すべき税額	(18)	485,000円

あなたが平成30年3月15日(木)までに納付すべき平成29年分の贈与税額は **485,000円** となります。

納付方法については、**よくある質問**をご覧ください。

【ご注意ください】
「特例税率」の適用を受ける場合で、(6)欄の「(5)の控除後の課税価格」が300万円を超えるときは、贈与税の申告書の(ま)に、「受贈者の戸籍の謄本又は抄本」その他の書類で、受贈者の氏名、生年月日及び受贈者が贈与者の直系尊属に該当することを証する書類」を提出する必要があります。

なお、過去に特例税率の適用を受けるためにあなたとその贈与者との続柄を明らかにする戸籍の謄本などの書類を提出している場合には、右の「過去の贈与税の申告状況の入力」ボタンをクリックしてください。

贈与を受けた財産について入力した内容が表示されているか確認してください。

計算結果の確認 をクリックすると、(7)欄の「(6)に対する税額」の計算方法等が確認できます。この事例では、「特例税率」を適用して計算された贈与税額が表示されます。

過去の年分において、同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるため**贈与者との続柄を明らかにする書類**を提出している場合には、過去の贈与税の申告状況を入力することで、当該書類を重ねて提出する必要はありません。
詳しくは2ページをご覧ください。

確認が終わったら、**申告書等作成終了(次へ)>** をクリックしてください。

8 住所・氏名等の入力 画面で、住所・氏名・マイナンバー(個人番号)などを入力します。

II 画面の案内に従って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。
書面提出の場合は、申告書等を印刷して**郵送等**により税務署に提出してください。
※ e-Taxを利用して申告する場合の添付書類のイメージデータ送信については、裏表紙をご覧ください。